マ ネ ッ ク ス グ ル ー プ 株 式 会 社 代表 取 締 役 社 長 C E O 松 本 大 (コード番号 8698 東証第一部)

定款の一部変更に関するお知らせ(変更内容の追加)

当社は、本日開催の取締役会において、2009年4月27日付「定款の一部変更に関するお知らせ」にて開示いたしました「定款一部変更の件」につきまして、変更内容を一部追加して2009年6月20日開催予定の第5回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 追加する定款変更の目的

取締役の任期を2年から1年に短縮する現行定款第20条(取締役の任期)の変更につき、第5回定時株主総会において新たに選任される取締役より適用することを明確化するため、附則第1条を追加するものです。

2. 追加する定款変更の内容

追加する変更の内容は、2009年4月27日付「定款の一部変更に関するお知らせ」にて 開示した変更の内容とあわせ、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日定款変更の効力発生日

2009年6月20日(土)

2009年6月20日(土)

以上

【お問合せ先】

マネックスグループ株式会社

社長室 コーポレートコミュニケーション担当 久保田・福井 電話 03-6212-3750

(下線は変更部分、うち二重下線は追加変更部分です。)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行) 第7条 当会社は、株式に係る株券を発行 する。	(削 除)
(株主名簿管理人) 第8条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。	(株主名簿管理人) 第 <u>7</u> 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所 は、取締役会の決議によって選定する。 (削 除)
(株式取扱規則) 第 <u>9</u> 条 <u>当会社の株券の種類並びに</u> 株主名 簿 <u>、株券喪失登録簿</u> 及び新株予約権原簿 への記載又は記録、その他株式又は新株 予約権に関する取扱い及び手数料は、取 締役会において定める株式取扱規則によ る。	(株式取扱規則) 第8条 株主名簿及び新株予約権原簿への 記載又は記録、その他株式又は新株予約 権に関する取扱い及び手数料、株主の権 利行使に際しての手続等については、取 締役会において定める株式取扱規則によ る。
(基準日) 第10条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して基準日を定めることができる。	(基準日) 第9条 当会社は、毎年3月31日の最終の 株主名簿に記載又は記録された議決権を 有する株主をもって、その事業年度の定 時株主総会において権利を行使すること ができる株主とする。 2 前項にかかわらず、必要があるときは、 取締役会の決議により予め公告して基準 日を定めることができる。
第 <u>11</u> 条~第 <u>19</u> 条 (条文省略) (取締役の任期) 第 <u>20</u> 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内 に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会終結の時までとす る。 第21条~第48条 (条文省略)	第 <u>10</u> 条~第 <u>18</u> 条 (現行どおり) (取締役の任期) 第 <u>19</u> 条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内 に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会終結の時までとす る。 第20条~第47条 (現行どおり)

現	行	定	款	変 更 案
	(新	設)		<u>附 則</u>
	(新	設)		第1条 平成19年4月1日から平成20年3 月31日までの事業年度に係る定時株主総
				会以前に選任された取締役の任期については、第19条の規定にかかわらず、なお
				従前の例による。本附則第1条は、該当 する取締役の任期満了後、これを削除す
	(days	-H.)		
	(新	設)		第2条 当会社の株券喪失登録簿は、株主 名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、
				株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、 当会社においてはこれを取り扱わない。
	(新	設)		第3条 当会社の株券喪失登録簿への記載 又は記録は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取
	(新	設)		扱規則による。 第4条 本附則第2条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。